

平成30年5月9日

沖縄防衛局長長

中嶋 浩一郎 殿

調査官：沖縄防衛局総務部総務課長
防衛事務官

調査官：沖縄防衛局総務部総務課
課長補佐（人事・厚生・共済担当）
防衛事務官

調査官：沖縄防衛局総務部総務課人事係長
防衛事務官

調査報告書

隊員の規律違反被疑事件につき、調査の結果を次のとおり報告する。

1 被調査者の所属・官職・氏名

沖縄防衛局 [REDACTED] 防衛技官

[REDACTED]

2 被疑事実

上記の者は、防衛省・自衛隊に関する書籍を出版するに当たり、職務上の上級者（地方防衛局にあっては、地方防衛局長）に対し、文書をもって届け出ることを怠り、平成30年4月24日書籍を出版した。また、本件被疑事件を調査する過程において、被調査者は、自ら [REDACTED]

[REDACTED] になることから兼業違反に該当することが判明。被調査者は、兼業に係る承認申請を行っていなかったことも併せて判明した。 [REDACTED]

3 調査の経過の概要

(1) 平成30年4月23日夕刻、当局管理部職員から総務課人事係に対し、

某職員が書籍を出版しようとしているとの情報提供。

- (2) 同年4月24日、総務課長から被調査者に対し、事実関係を確認したところ同人は被疑事実を認めた。
- (3) 同年4月24日、自衛隊法施行規則第67条に基づき懲戒補佐官(2名)を指名するとともに、同法施行規則第69条に基づき調査員を指名。
- (4) 同年4月25日から被調査者を総務課長の監督下に置き、事実関係及び出版に至った経緯等について事情聴取を開始。
- (5) 同年5月1日、調査の過程において、新たに兼業違反が発覚し、また、兼業の承認申請を行っていなかったことも判明。
- (6) 同年5月1日、被調査者は、上級者からの承認を得ず本を出版したこと、また、兼業の承認申請を怠り、結果として兼業違反を犯したことを認め供述調書に署名押印。
- (7) 同年5月8日、管理部から当該書籍出版が部外に与える影響についての意見書提出。
- (8) 同年5月9日、被調査員に [REDACTED] ことから、被調査員が加入している [REDACTED] から事情を聴取。
- (9) 同年5月15日、企画部から当該書籍出版が部外に与える影響についての意見書提出。

4. 調査結果

- (1) 通達違反(「部外に対する意見発表の際の手続きの実施について(通知)」27.10.1大臣官房長)
本人の供述によれば、書籍を出版するに当たっては、 [REDACTED] [REDACTED] 明らかな通達違反が判明した。
- (2) 自衛隊法62条第1項違反(私企業からの隔離)
被調査員は、 [REDACTED] [REDACTED]

[Redacted]

[Redacted]となることは、あきらかに兼業違反であることが判明した。

被調査者は、[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]も併せて判明した。

(3) 隊員としての不適切な行為

被調査員が、[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

また、被調査者は [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

従って、被調査者が [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(4) 部内外へ与える影響

被調査者は、[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]が
ある。

また、被調査者は [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]がある。

[Redacted]

[Redacted]

4 証拠

①供述調書、② [Redacted]、③ [Redacted]
[Redacted]の写し（ [Redacted]から被調査員に対する [Redacted]確認のため）、④ [Redacted]入会方法（ネット情報）、⑤ [Redacted]代表者の供述調書、⑥管理部意見書、⑦企画部意見書

5 その他懲戒処分の決定に影響を及ぼす事項

被調査者は、 [Redacted]

[Redacted]旨述べている。また、被調査者は、 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]さらに、被調査者は、 [Redacted]

[Redacted]旨

述べている。

6 参考事項

(1) 勤務成績

(2) 平素の勤務態度

(3) 賞罰

(4) 経歴

(6) 家族状況

以上